

契約番号：JN06-02-013

入札説明書

総合評価落札方式（加算方式）

「『お客様の声分析システム』の構築及び保守サービスの提供」

契約責任者

日本郵政株式会社 常務執行役

一木 美穂

日本郵政株式会社における入札公告（2024年3月6日付）に基づく入札については、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」といいます。）等関係法令等によるほか、この入札説明書によります。

I 入札及び契約に関する事項

1 調達内容

(1) 品名及び数量

「お客様の声分析システム」の構築及び保守サービスの提供 一式

(2) 特質等

別添仕様書のとおりとします。

(3) 契約期間

契約締結日から2025年5月31日（土）まで
（1年間の自動更新条項付。最大3回。）

(4) 納入場所

仕様書のとおりとします。

(5) 入札・開札の日時及び場所

2024年5月24日（金）10時00分

<https://www.profair.jp/supplier/>

（日本郵政株式会社電子入札システム（以下「電子入札システム」という。））

2 競争参加資格

(1) 当社において競争参加資格を有すると認められた者又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者。（種類「役務の提供等」）

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加することはできません。

ア 総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していない者で、日本郵政株式会社の競争参加資格申請を行わない者。

イ 審査の申請を行った者で、入札・開札日時までに登録されることを条件として証明書等を提出した場合において、当該登録審査が入札・開札日時までに終了していないとき又は資格を有すると認められなかったとき

ウ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除きます。

エ 次の各号の一に該当すると認められる者で、当社から取引停止を通知され、その停止期間中の者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします。）

(ア) 契約の履行にあたり、契約義務違反を行った者

- (イ) 契約相手方として不適切であると認められる者
 - (ウ) 不法行為をした者
 - (エ) 不正又は不誠実な行為をした者
- オ 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後、1年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします。)
- (ア) 公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者
 - (イ) 公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は民事再生手続の終結の決定を受けた者を除きます。
- キ 反社会的勢力と認められる者。
- なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他次の各号に掲げる者（以下これらを総称して「暴力団等」といいます。）をいいます。
- (ア) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - (イ) 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - (ウ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- ク 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ケ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- コ 暴力団等を利用してしていると認められる関係を有する者
- サ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- シ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ス 本件入札に参加しようとする者の役員等又は委託先等が次の各号の一にでも該当しないことを確約しない者
- (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

3 競争参加資格を有していない者の手続き

競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する場合は、日本郵政株式会社で審査申請書入手し、速やかに申請を行ってください。(ただし、前記カ～サに該当する場合を除きます。)

なお、申請の時期によっては本件入札に間に合わない場合があります。

【申請書の入手先】

日本郵政株式会社ホームページ

<http://www.japanpost.jp/procurement/general/index03.html>

【提出書類】

- | | |
|-------------------|----|
| ・取引先資格審査申請書 | 1部 |
| ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） | 1部 |
| ・納税証明書 | 1部 |
| ・会社概要のパンフレット等 | 1部 |

【申請書の提出先】

〒100-8791 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

日本郵政株式会社 総務部調達室

担当：佐藤

電話 03-3477-0107

4 入札者に求められる義務等

(1) 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する場合は、2024年4月26日（金）11時00分までに次に示す証明書等を下記(2)に示す場所に提出願います。(期限は厳守願います。郵送の場合は期限までに当社必着とさせていただきます。)

- ・「提案書作成要領」に従って作成した提案書（紙媒体で7部、電子媒体で1部）
- ・競争参加資格審査結果通知書の写し
- ・下見積書（原価計算書）

提出された証明書を審査の結果、当該役務を提供できると認められた者に限り入札の対象者となります。

なお、提出された証明書を審査した結果、当該役務を提供できると認められる者が1者のみの場合、この時点で価格交渉を行わせていただく場合があります。

また、提出した証明書等について説明を依頼したときはご対応願います。

(2) 提出場所

〒100-8791 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

日本郵政株式会社 総務部調達室

担当：佐藤

電話 03-3477-0107

5 入札方法等

(1) 入札金額

金額については日本国通貨とします。

ア 入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた金額とすること。

なお、契約金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税等（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を含めた金額とします。

イ 入札金額には、委託内容の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めてください。

(2) 契約件名

前記1(1)に示した件名とします。

(3) 入札方法

ア 入札日に日本郵政株式会社電子入札システム上で入札を行います。

イ 日本郵政株式会社電子入札システムの操作の不慣れ等（回線障害を含む。）により、入札不能となった場合でも、原則、入札のやり直しは行いません。

(4) 郵便により入札を行う場合

ア 郵便（書留郵便又は特定記録郵便等で追跡確認できる方法に限ります。）による場合は、当社指定の様式（別紙）の入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含みます。）及び「5月24日開札『お客さまの声分析システムの構築及び保守サービスの提供』の入札書在中」と記入し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と順に回数を記入して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記入して、入札日の前日までに、前記4(2)に示す場所に郵送（必着）してください。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札はお受けできませんので、ご了承ください。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできません。

ウ 入札書は当社所定の様式（別紙）を利用願います。

エ 入札書は日本語で記入してください。

なお、金額については日本国通貨とします。

オ 記入項目は次のとおりです。

(7) 年月日

入札書を郵送する場合は、入札書を作成した年月日としてください。

(4) 入札者の氏名及び押印等

① 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、会社印又は代表者印を押印してください。

② 外国業者にあつて押印の必要があるものについては署名をもって代えることができます。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時までに委任状（電子入札システムのIDを含む。）の提出が必要です。ただし、同一法人の従業員へ委任する場合は、委任状のご提出は不要です。

なお、代理人による入札を行う場合の電子入札システムのIDは、委任者及び受任者が所有するIDとは別に、委任者が代理人による入札用のIDを請求・取得し、受任者に使用させるものとします。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができません。

ウ 代理人は、入札者からの委任状に記載された日本郵政株式会社電子入札システムIDを使用して入札を行います。

(6) 入札の無効

次の各号一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者により行われた入札

イ 委任状のない代理人により行われた入札

ウ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書

エ 二人以上の入札者の代理をした者により行われた入札

オ 同一の者により提出された二以上の入札書

カ 入札書が郵便で差し出された場合において上記(4)アに定める記載のない入札書又は定められた日までに到着しない入札書

キ 記載事項が不備な入札書

(7) 入札金額が不明確な入札書

- (イ) 入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書
 - (ウ) 品名・数量が前記 1 (1) で示したものと異なる入札書
 - (エ) 調達する物品等又は役務の名称、数量、単価及び合価の記載のない入札書
 - (オ) 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書
 - (カ) その他記載事項が不備又は判読できない入札書
 - ク 明らかに談合によると認められる入札
 - ケ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札の内訳金額と合計金額が符合しない場合
- 落札後、入札者に内訳書を記入していただく場合がありますので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなします。この場合において、入札者に内訳金額の補正を依頼したときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正していただきます。

6 電子入札システムの利用条件等

- ・電子入札システムの利用に当たっては、取引先登録が必要となるので、下記の URL により登録を行ってください。
<取引先登録 URL >
<https://www.profair.jp/buyer/APPLYMDY4M2VmY2NhMjYzY2M1OWFiMDA1MTBIODIkMTA1ZGU+.html>
- ・入札参加に当たっては、原則、一社につき一 ID での参加としてください。
- ・電子入札システムサプライヤー操作マニュアルを熟読してください。

7 秩序の維持

(1) 「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触すること等がないよう、次の事項を厳守してください。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための談合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供

給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札金額を定めてはならない。

- (2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがあります。なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき
 - イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき

8 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 総合評価落札方式とします。

上記4に従い、書類・資料を提出した入札者であって、上記2の競争参加資格を全て満たし、本入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たして、当該入札者の入札金額が設定価格の制限の範囲内であり、かつ、下記「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とします。ただし、その入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その定めるところにより設定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、得点の合計を入札金額で除して得た数値の最も高い者を落札者とすることがあります。

「総合評価の方法」

- 1 総合評価の得点は、入札者の入札価格の得点に、当該入札者の性能等の各評価項目の得点の合計を加えた値とします。
- 2 入札価格に対する得点配分と性能等の評価に対する得点配分の割合は、1：3とします。
- 3 入札価格の配点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とします。

《計算式》

入札価格の得点＝入札価格に対する配点×(1－入札価格÷予定価格)

総合評価の得点＝性能等に対する評価得点＋入札価格の得点

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務

に関係のない社員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとし
ます。

ウ 落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人にあつてはその名称）、金
額及び得点を口頭で通知します。ただし、上記アただし書きにより落札者を決
定する場合には別に書面で通知します。また、落札できなかった入札者
は、落札に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札金額及び性能等
の得点）の提供を要請することができます。

(2) 落札決定の取消

次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消します。ただし、契約責
任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りではありません。

ア 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを
行わないとき。

イ 上記6(7)の規定により入札書の補正をしないとき。

9 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交
わしを行います。ただし、契約は落札時に成立とします。

(2) 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 再委託の制限

本件受託業務を第三者に委託する場合（再委託を行う場合）には、事前に書面
を提出し、当方の承諾を得る必要がありますが、再委託は別添「再委託に関する
取扱い」によりますのでご注意ください。

(4) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期等

ア 支払方法及び支払場所

郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座

イ 支払時期等

契約の履行を完了し、検収が完了したときは、支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日（ただし、支払期日に当たる日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前営業日）までに支払います。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- (5) 入札者は、契約責任者が指定する日時までに、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておいてください。
- (6) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができません。
- (7) 監督及び検収は契約条項の定めるところにより行います。

なお、検収実施場所は、指定する日本国内の場所とします。

- (8) 当社は、2008年5月に「国連グローバルコンパクト」に参加しました。

日本郵政グループは、国連グローバルコンパクトに定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を支持しています。

お取引先さま（契約の相手方）にも同コンパクトの内容に配慮した活動への取り組みをお願いします。

II 技術及び総合評価に関する事項

1 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、総合評価基準に明示され、評価は明示された評価項目のみに基づいて行うものとします。

(2) 必須とする項目及びそれ以外の項目

必須とする項目については、別冊仕様書で示す最低限の要求条件をすべて満たしているか否かを判定し、満たしていないものについては不合格とします。また、必須とする項目で、要求要件を超える部分の評価項目及び必須とする項目以外の項目については、評価基準（技術要件）に基づき項目ごとに評価するものとします。

(3) 得点配分

得点配分は、総合評価基準に定められた配点によってのみ行うこととします。

(4) 合格水準

企画案の合否は、総合評価基準に定められた合格水準により判定されるものであり、その合格水準に達した者が入札に参加できるものとします。

(5) 評価方法

ア 評価項目については、提出された提案書等の書類に基づき、総合評価基準によって上記(3)で示される得点配分に従い加点が与えます。

イ 上記アにより与えられた得点の合計が上記(4)に定められた合格水準に達した場合は、当該提案を合格とし、入札参加資格を付与するものとします。

(6) 提案書の内容

仕様書及び総合評価基準において示した事項に直接関係するものとし、それ以外の事項の記載又は添付は不要です。

2 その他

(1) 落札者が提出した企画案公募に関する書類の内容は、仕様書と同様にすべて納入検査の対象とします。

(2) 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、入札者が提出した企画案公募に関する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、供給者に対し損害賠償等を求めることができるものとします。

Ⅲ 照会先

(1) 仕様に関すること

日本郵政株式会社 クライシスマネジメント統括部

担当：真瀬、山本

電話：03-3477-0239

(2) 契約に関すること

日本郵政株式会社 総務部調達室

担当：佐藤

電話：03-3477-0107

再委託に関する取扱い

1. 概要

再委託に関する取扱いについては、委託事務の確実な履行確保の観点等から以下のとおりとします。

なお、本件の取扱いは、災害の発生による受託先の対応不能等の特別な事情が考慮される場合には、これによらず行わせることも可能とします。

2. 対象案件

請負及び委託の案件を対象とします。

3. 再委託の制限

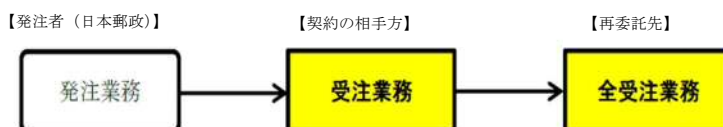
(1) 主要業務の再委託の禁止

以下の主要業務については再委託を行ってはけません。

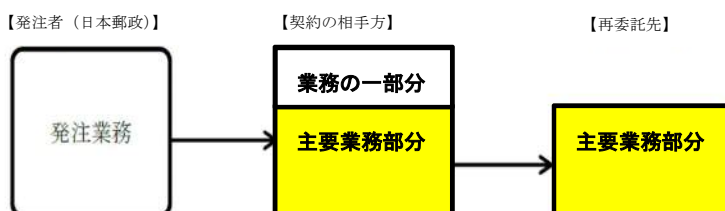
※主要業務とは、

- ・当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務
- ・当該業務における基本的な又は中心的なものに位置付けられる業務

- 一括して全てを第三者へ再委託(いわゆる「丸投げ」)するとき。



- 業務の一部は自ら実施するが、主たる部分を再委託するとき。

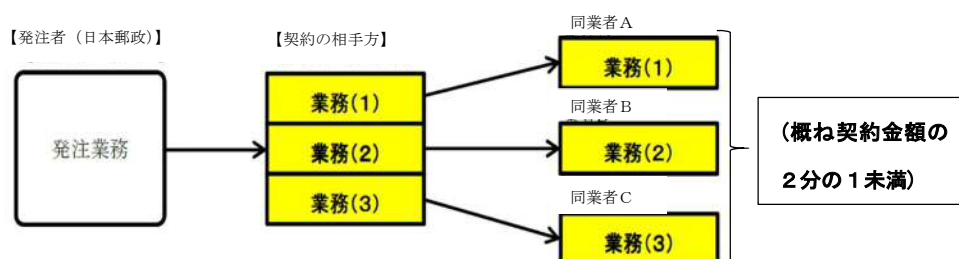


(2) 同業者への再委託の制限 (概ね契約金額の2分の1未満)

以下の例のように、同業者への再委託は概ね契約金額の2分の1未満とします。

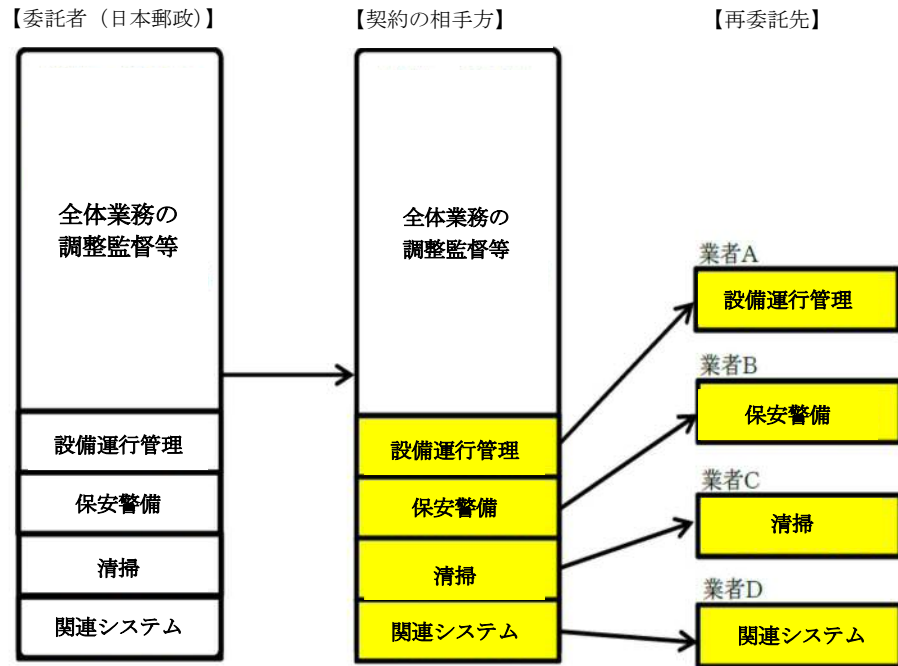
※入札に参加者した者(同業者)への再委託は禁止とします。

例 すべての業務を分割して複数の業者に再委託するとき。

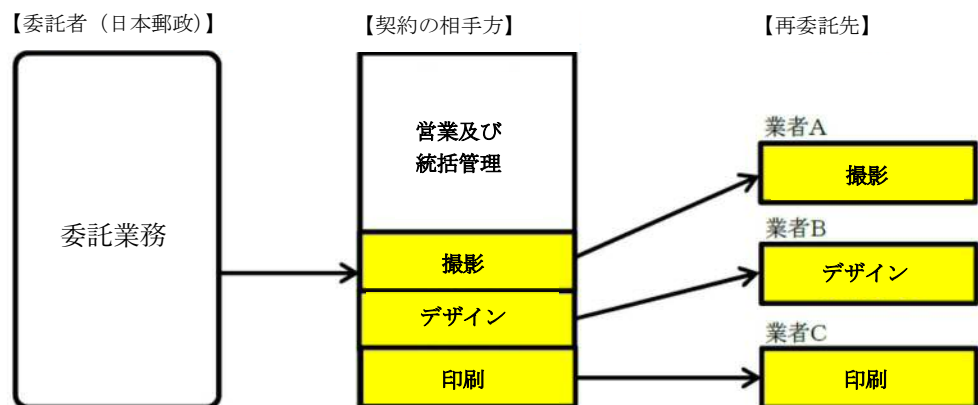


ただし、以下の例のように、技術的又は実務的に専門分野の業務を委託する場合にはこれによらず、再委託を可能とします。

例1 ビル管理・・・設備運行管理、保安警備、清掃、関連システム等を専門会社に再委託する場合。



例2 広告・・・撮影、デザイン、印刷等を各専門分野の子会社等へ再委託する場合。



例3 システム開発・・・大手のシステム会社が、自ら技術的に不足する部分をアプリ、基盤、ネットワークの各専門ベンダーやソフトウェアの各言語の専門会社へ再委託する場合。

(3) 再委託先以降の制限

再委託は原則、2次委託までとします。